



2007年10月1日 第2008-03号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

今日から雇用保険が変わります！

1. 雇用保険の受給資格要件が変わります（被保険者区分を一本化）

これまでは
短時間労働被保険者は、被保険者期間が12ヵ月以上あれば基本手当を受給できる。
↳（週所定労働時間20時間以上30時間未満）
短時間労働者以外の一般被保険者は、被保険者期間が6ヵ月以上あれば基本手当を受給できる。

2007年10月1日以降に離職すると
基本手当を受給するためには、週所定労働時間の長短にかかわらず
12ヵ月以上の被保険者期間が必要。

ただし、倒産・解雇等による離職は6ヵ月以上被保険者期間があれば受給できる。

2. 育児休業給付の給付率等が変わります

これまでは
休業期間中 30% + 職場復帰後6ヵ月経過 10%

2007年3月31日以降に職場復帰した人から2010年3月31日までに育児休業を開始した人が対象。
休業期間中 30% + 職場復帰後6ヵ月経過 20%

育児休業給付の支給を受けた期間は、**基本手当の算定基礎期間から除外される。**（基本手当が減る場合がある）2007年10月1日以降に育児休業を開始した人が対象。

3. 教育訓練給付の要件・内容が変わります（給付率・上限額を一本化）

これまでは
被保険者期間3年以上5年未満 費用の20%（上限10万円）
被保険者期間5年以上 費用の40%（上限20万円）

2007年10月1日以降に、厚生労働大臣が指定する講座の受講を開始した人が対象。

被保険者期間3年以上 費用の20%（上限10万円）
（初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能）